

亀山市特定教育・保育及び特定地域型保育の利用者負担額等を定める規則をここに公布する。

平成27年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第5号

亀山市特定教育・保育及び特定地域型保育の利用者負担額等を定める規則

(趣旨)

第1条 この規則は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第3項第2号及び第29条第3項第2号並びに亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年亀山市条例第22号）第13条第1項及び第43条第1項の規定に基づき、特定教育・保育施設（市以外の者が設置する施設に限る。以下同じ。）及び特定地域型保育事業所が提供する特定教育・保育及び特定地域型保育に係る利用者負担額及びその徴収方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、法の定めるところによる。

(利用者負担額)

第3条 法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの保護者がその子どもについて法第20条第1項の規定により本市の認定を受けた場合であって、その子どもが特定教育・保育又は特定地域型保育を受けたときの利用者負担額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る利用者負担額 別表第1に定める額

(2) 法第 1 9 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る利用者負担額 別表第 2 に定める額

(3) 法第 1 9 条第 1 項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る利用者負担額 別表第 3 に定める額

2 市長は、利用者負担額を決定したときは、特定教育・保育及び特定地域型保育利用者負担額決定通知書（様式第 1 号）により、法第 2 0 条第 1 項の規定により本市の認定を受けた小学校就学前子どもの支給認定保護者に通知するものとする。

（利用者負担額の徴収）

第 4 条 市長は、法第 2 0 条第 1 項の規定により本市の認定を受けた小学校就学前子どもであって、保育所において保育を受けた者の支給認定保護者から前条に規定する利用者負担額を徴収する。

2 市長は、法第 2 0 条第 1 項の規定により本市以外の市町村（特別区を含む。以下この項において同じ。）の支給認定を受けた小学校就学前子どもであって保育所において保育を受けた者の支給認定保護者から当該支給認定を行った市町村の定める利用者負担額を徴収する。

3 月の途中で入所し、又は退所した場合においては、当月の利用者負担額に在所中における当月の開所日数（当該日数が 2 5 日を超える場合にあっては、2 5 日）を乗じた額を 2 5 日で除した額を徴収する。

4 利用者負担額は、その月分を毎月 1 5 日までに徴収する。ただし、月の途中で入所し、又は退所した場合においては市長が別に定める日までに徴収する。

（その他）

第 6 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

（平成 2 7 年 8 月分までの利用者負担額の調整）

2 この規則の施行の際現に亀山市立保育所に入所している支給認定子どもの平成27年8月分までの利用者負担額については、第3条の規定にかかわらず、当該利用者負担額が亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例施行規則（平成27年亀山市規則第8号）による廃止前の亀山市保育所入所児童に要する費用に関する規則（平成17年亀山市規則第55号）第2条の規定による費用の額を超える場合は当該費用の額とする。

別表第 1 (第 3 条関係)

階層区分	定義	利用者負担額
第 1 階層	生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）の規定による支援給付を受けている世帯	月額 0 円
第 2 階層	当該年度分（4 月から 8 月までにあつては前年度分。以下同じ。）の市町村民税の所得割が非課税となる世帯	月額 3,000 円
第 3 階層	市町村民税所得割課税額が 77,100 円以下の世帯	月額 16,100 円
第 4 階層	市町村民税所得割課税額が 77,100 円を超え 211,200 円以下の世帯	月額 20,500 円
第 5 階層	市町村民税所得割課税額が 211,200 円を超える世帯	月額 25,700 円

備考 1 所得割（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 292 条第 1 項第 2 号に規定する所得割をいう。）の額の計算については、同法第 314 条の 7、第 314 条の 8、附則第 5 条第 3 項、附則第 5 条の 4 第 6 項及び附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項の規定は適用しないものとし、亀山市税条例（平成 17 年亀山市条例第 50 号）第 45 条第 1 項の規定により市民税の減免があった場合にはその額を控除するものとする。

2 支給認定保護者の属する世帯の階層が、第 2 階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、この表の規定にかかわらず、利用者負担額を無料とする。また、支給認定保護者の属する世帯の階層が、第 3 階層から第 5 階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、当該階層の利用者負担額から 1,000 円を控除する。

(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯

(2) 次に掲げる在宅障がい者(児を含む。)を有する世帯

ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に基づく特別児童扶養手当の受給者、国民年金法(昭和34年法律第141号)に基づく障害基礎年金等の受給者

(3) 支給認定保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯

3 同一世帯において満3歳から小学校3年生までの範囲内にある子ども(小学校就学前子どもの場合は、次に掲げる小学校就学前子どもをいう。)が複数人いる場合におけるこの表の適用については、最年長の子ども(以下「第1子」という。)についてはこの表に掲げる額(備考2の規定に該当する場合は、当該規定の適用後の額)の全額とし、第1子から順に2人目はこの表に掲げる額の半額とし、3人目以降は無料とする。

(1) 特定教育・保育施設において教育・保育を受ける小学校就学前子ども

(2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園のうち、特定教育・保育施設でないものに在籍する小学校就学前子ども

- (3) 学校教育法第 7 6 条第 2 項に規定する特別支援学校の幼稚部に在籍する小学校就学前子ども
- (4) 児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する児童発達支援又は同条第 3 項に規定する医療型児童発達支援を利用している小学校就学前子ども
- (5) 児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する情緒障害児短期治療施設の通所部に在籍する小学校就学前子ども

別表第2(第3条関係)

各月初日の支給認定保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額(月額)		
階層区分	定義	子ども・子育て支援法施行規則(平26年内閣府令第44号)第4条に規定する保育必要量の認定区分		
		保育標準時間	保育短時間	
第1階層	生活保護法の規定による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている世帯	0円	0円	
第2階層	市町村民税非課税の母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯	0円	0円	
第3階層	第1階層を除き、当該年度の4月分から8月分までの利用者負担額の算定にあつては前年度分の、当該年度の9月分から3月分までの利用者負担額の算定にあつては当該年度分の市町村民税の額の区分が右欄の区分に該当する世帯	市町村民税非課税のその他の世帯	1,700円	1,700円
第4階層		市町村民税均等割課税のみの世帯	7,700円	7,600円
第5階層		市町村民税所得割課税額 12,000円未満	9,600円	9,400円
第6階層		市町村民税所得割課税額 12,000円以上24,000円未満	12,500円	12,300円
第7階層		市町村民税所得割課税額 24,000円以上36,000円未満	14,300円	14,100円
第8階層		市町村民税所得割課税額 36,000円以上48,600円未満	16,200円	15,900円
第9階層		市町村民税所得割課税額 48,600円以上60,000円未満	18,400円	18,100円
第10階層		市町村民税所得割課税額 60,000円以上72,000円未満	20,600円	20,200円
第11階層		市町村民税所得割課税額 72,000円以上84,000円未満	22,200円	21,800円
第12階層		市町村民税所得割課税額 84,000円以上97,000円未満	23,700円	23,300円
第13階層		市町村民税所得割課税額 97,000円以上111,000円未満	25,200円	24,800円
第14階層		市町村民税所得割課税額 111,000円以上125,000円未満	26,600円	26,100円
第15階層		市町村民税所得割課税額 125,000円以上169,000円未満	27,500円	27,000円
第16階層		市町村民税所得割課税額 169,000円以上301,000円未満	28,500円	28,000円
第17階層		市町村民税所得割課税額 301,000円以上397,000円未満	29,000円	28,500円
第18階層		所得割課税額 397,000円以上	29,400円	28,900円

備考

- 1 この表における「均等割」の額とは地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、「所得割」の額とは同項第2号に規定する所得割(当該所得割を計算する場
 合においては、同項第8号に規定する扶養親族のうち、年齢16歳未満の者を同法第
 314条の2第1項第11号に規定する控除対象扶養親族とみなして同法の規定を適用す
 る。また、同法第314条の7、同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項の規定は
 適用しないものとする。)の額をいう。ただし、同法第323条に規定する市町村民税の
 減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得
 割の額又は均等割の額とする。

- 2 支給認定保護者の属する世帯の階層が、第3階層以上と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、当該階層の利用者負担額から1,000円を控除する。
 - (1) 次に掲げる在宅障害児(者)を有する世帯
 - ア 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ 療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
 - (2) 支給認定保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯
- 3 支給認定保護者の属する世帯の階層が、第4階層と認定された世帯であっても、母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯である場合には、この表の規定にかかわらず、当該階層の利用者負担額を無料とする。
- 4 同一世帯において小学校就学前の範囲内にある子どもが複数人同時に特定教育・保育施設若しくは特定地域型保育事業を利用している場合(特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している場合を含む。)又は亀山市待機児童館に入所している場合におけるこの表の適用については、最年長の子どもから順に2人目はこの表の利用者負担額の欄に掲げる額(備考2の規定に該当する場合は、当該規定の適用後の額)の半額、3人目以降については無料とする。
- 5 支給認定子どもが年度途中において満3歳に到達した場合の利用者負担額は、その年度中は別表第3の規定を適用する。
- 6 この表の利用者負担額の欄に掲げる金額には、食事(主食に限る。)の提供に係る負担金を含まない。

別表第3(第3条関係)

各月初日の支給認定保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額(月額)		
階層区分	定義	子ども・子育て支援法施行規則第4条に規定する保育必要量の認定区分		
		保育標準時間	保育短時間	
第1階層	生活保護法の規定による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている世帯	0円	0円	
第2階層	市町村民税非課税の母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯	0円	0円	
第3階層	第1階層を除き、当該年度の4月分から8月分までの利用者負担額の算定にあつては前年度分の、当該年度の9月分から3月分までの利用者負担額の算定にあつては当該年度の市町村民税の額の区分が右欄の区分に該当する世帯	2,500円	2,500円	
第4階層		市町村民税均等割課税のみの世帯	9,100円	8,900円
第5階層		市町村民税所得割課税額 12,000円未満	11,000円	10,800円
第6階層		市町村民税所得割課税額 12,000円以上24,000円未満	14,500円	14,300円
第7階層		市町村民税所得割課税額 24,000円以上36,000円未満	16,600円	16,300円
第8階層		市町村民税所得割課税額 36,000円以上48,600円未満	18,800円	18,500円
第9階層		市町村民税所得割課税額 48,600円以上60,000円未満	21,200円	20,800円
第10階層		市町村民税所得割課税額 60,000円以上72,000円未満	23,700円	23,300円
第11階層		市町村民税所得割課税額 72,000円以上84,000円未満	26,300円	25,900円
第12階層		市町村民税所得割課税額 84,000円以上97,000円未満	28,900円	28,400円
第13階層		市町村民税所得割課税額 97,000円以上111,000円未満	31,500円	31,000円
第14階層		市町村民税所得割課税額 111,000円以上125,000円未満	34,100円	33,500円
第15階層		市町村民税所得割課税額 125,000円以上169,000円未満	36,900円	36,300円
第16階層		市町村民税所得割課税額 169,000円以上301,000円未満	37,600円	37,000円
第17階層		市町村民税所得割課税額 301,000円以上397,000円未満	38,300円	37,600円
第18階層		所得割課税額 397,000円以上	39,000円	38,300円

備考

- この表における「均等割」の額とは地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、「所得割」の額とは同項第2号に規定する所得割(当該所得割を計算する場
合においては、同項第8号に規定する扶養親族のうち、年齢16歳未満の者を同法第
314条の2第1項第11号に規定する控除対象扶養親族とみなして同法の規定を適用す
る。また、同法第314条の7、同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項の規定は
適用しないものとする。)の額をいう。ただし、同法第323条に規定する市町村民税の
減免があつた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得
割の額又は均等割の額とする。
- 支給認定保護者の属する世帯の階層が、第3階層以上と認定された世帯であっても、次
に掲げる世帯である場合には、当該階層の利用者負担額から1,000円を控除する。
(1) 次に掲げる在宅障害児(者)を有する世帯

- ア 身体障害者福祉法第 15 条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ 療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和 39 年法律第 134 号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
- (2) 支給認定保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯
- 3 支給認定保護者の属する世帯の階層が、第 4 階層と認定された世帯であっても、母子及び父子並びに寡婦福祉法第 6 条第 6 項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯である場合には、この表の規定にかかわらず、当該階層の利用者負担額を無料とする。
 - 4 同一世帯において小学校就学前の範囲内にある子どもが複数人同時に特定教育・保育施設若しくは特定地域型保育事業を利用している場合(特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している場合を含む。)又は亀山市待機児童館に入所している場合におけるこの表の適用については、最年長の子どもから順に 2 人目はこの表の利用者負担額の欄に掲げる額(備考 2 の規定に該当する場合は、当該規定の適用後の額)の半額、3 人目以降については無料とする。
 - 5 この表の利用者負担額の欄に掲げる金額には、食事(主食に限る。)の提供に係る負担金を含む。

様式第 1 号 (第 3 条関係)

第 号
年 月 日

様

亀山市長

印

特定教育・保育及び特定地域型保育利用者負担額決定通知書

利用者負担額について、次のとおり決定しましたので通知します。

入所する小学校就学前 子どもの氏名及び生年 月日	年 月 日生
入所する特定教育・保 育及び特定地域型保 育の名称及び所在地	
利用者負担額	第 階層 月額 円

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、亀山市長に対して異議申立てをする。また、この決定の取消の訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内、亀山市長に対して提起する。この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、亀山市長に対して異議申立てをする。また、この決定の取消の訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内、亀山市長に対して提起する。

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

亀山市長 様

住所
申請者 氏名 印
電話

特定教育・保育及び特定地域型保育利用者負担額減免申請書

亀山市特定教育・保育及び特定地域型保育の利用者負担額等を定める規則第5条第2項の規定により利用者負担額の減額（免除）を受けたいので、次のとおり申請します。

小学校就学前子どもの氏名	
生年月日	
減額（免除）を受けようとする利用者負担額	第 階層 月額 円
減額（免除）を受けようとする理由	

（備考）

減額（免除）を受けようとする理由を証明する書類を添付してください。

様式第3号(第5条関係)

第 号
年 月 日

様

亀山市長

印

特定教育・保育及び特定地域型保育利用者負担額減免通知書

年 月 日付けで申請のあった利用者負担額の減額
(免除)について、次のとおり決定したので通知します。

小学校就学前子どもの氏名			
生年月日			
利用者 負担額	減額(免除)前	第 階層 月額	円
	減額(免除)後	第 階層 月額	円
減額(免除)開始月		年 月分から	
備考		減額(免除)を受けた理由がなくなつたときは、速やかに届け出ること。	